

～固定資産税についてのお知らせ～

固定資産税は、毎年1月1日の現況を基準として課税されます。

◎家屋の新・増改築や取り壊した場合

家屋を取り壊しても届出をしていない、あるいは滅失登記をしていない場合、把握できない事がありますので、家屋の新・増改築及び取り壊しがあった場合は、届出してください。

◎下記のように土地の地目・用途等を変更した場合は届出してください。

- ・宅地、原野を畑、資材置場等に変更したとき
- ・店舗、工場、事務所等を住宅等に用途を変更したとき
- ・住宅等を店舗、工場、事務所等に用途を変更したとき
- ・構造上1戸の家屋を増改築等で2戸へ変更したとき

～不動産に関するルールが大きく変わります～

相続登記が義務化される制度が、令和6年4月からスタートします。

詳しくは法務局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 税務課 資産税係 ☎098-945-4729



那覇・北那覇税務署から確定申告会場についてのお知らせ

感染症拡大防止のため、「提出のみ」と「申告相談」は別会場となります。



○提出のみを行う場合は、サンエーパルコシティ（オレンジゾーン5F）で受け付けます。

設置期間：令和5年2月16日（木）～3月15日（水） 受付時間：午前9時～午後5時

※上記期間以外は、各税務署総合窓口で受付を行っています。

※提出窓口では、記載内容の確認や検算等はいりません。

○申告相談が必要な方の相談会場は、「浦添産業振興センター・結の街」となります。

設置期間：令和5年2月1日（水）～3月15日（水）

受付時間：午前9時～午後4時

※上記期間中は、各税務署での申告相談は行っていません。

※混雑緩和のため、申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、会場当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。

「入場整理券」の配付状況により、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※土日・祝日は開設しておりませんが、2月19日（日）及び2月26日（日）に限り開設します。

（受付時間：午前9時～午後4時）

※会場である「サンエーパルコシティ」・「浦添産業振興センター・結の街」への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※相談会場は大変混雑することが予想されますので、申告相談で来場される方は2月中での来場をお奨めします。



医療法人  
和み会

城間医院

内科

胃・大腸カメラ  
生活習慣病 など

心療内科

心の不調  
睡眠障害 など

西原中学校向かい  
電話：(098)945-4551

町営住宅入居募集のご案内

1. 町営住宅応募概要

募集戸数	募集受付期間	抽選会	当選者入居説明会	入居予定日
一戸 (101号室)	1月16日（月）～1月27日（金） 8:30～17:15（12:00～13:00、土、日、祝を除く）	2月16日 （木）	2月24日 （金）	4月1日 （土）

◆町営住宅について

上原町営住宅	構造	間取り	一戸当たり面積
所在地：西原町上原2丁目32-1	RC造3階建て	3LDK	84.3㎡

上原町営住宅

\*家賃：26800円～ \*共益費：4000円  
(所得に応じて変動)

2. 申込資格

- (1)西原町に現に住所を有する者であること。
  - (2)現に同居し、又は同居しようとする親族があること。(婚姻の予約者等を含む※1。)
  - (3)収入月額※2(同居親族に収入がある場合は合算した収入の月額)が158,000円以下※3であること。
- ※1この収入月額は法令により算出した額であり、月額給料とは異なります。  
※2この収入月額は法令により算出した額であり、月額給料とは異なります。  
※3次の①～③においては、収入月額が214,000円以下であることとなります。
- ①同居者に障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等がある場合。
  - ②同居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者全員が60歳以上又は18歳未満の者である場合。

③同居者に小学校未就学児がいる場合。

(4)現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

3. 申込方法

入居者募集のしおり、第1号様式(町営住宅入居申込書)、第2号様式(婚姻証明書)を西原町ホームページに掲載するほか、役場2階の都市整備課にて配布します。  
ホームページに掲載または都市整備課窓口にて配布している所定の申込用紙と官製ハガキ1枚(63円切手貼付)注1)をそろえて都市整備課の窓口にて提出してください。  
注1)官製ハガキ及び切手は各自でご購入してください。  
※優遇申込者はその他必要書類を添付していただきます。  
詳しくは西原町上原町営住宅入居者募集のしおりをお読みください。

那覇広域都市計画の変更について

那覇広域都市計画の変更について(案の縦覧のお知らせ)

①都市公園の変更(西原西地区土地区画整理事業区域内 4街区公園)

【案縦覧期間等】

縦覧期間：令和5年1月13日（金）から令和5年1月27日（金）まで ※予定

縦覧時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

縦覧場所：西原町 建設部 都市整備課

【お問い合わせ】 都市整備課 公園係・都市計画係 ☎098-945-4496



相続 遺言

お悩みではありませんか？

～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

相続・遺言の相談は無料です！



司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋 武 力  
司法書士 親 泊 千 佳  
司法書士 幸 良 和 也

与那原町東浜23番地2（ローソン与那原東浜店となり）

TEL 882-8177（要予約）

営業時間 平日 AM 9:00～PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら→  
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」



← QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス